

議 事 日 程 (第 6 号)

平成26年3月14日(金曜日) 午後3時34分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第16号 平成26年度遊佐町一般会計予算

議第17号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第18号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第19号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第20号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第21号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第22号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第23号 平成26年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第24号 遊佐町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の設定について

日程第 3 議第25号 遊佐町子育て支援センター事業一時預かり使用料徴収条例の設定について

日程第 4 議第26号 遊佐町吹浦簡易水道給水区域拡張事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定について

日程第 5 議第27号 遊佐町交通安全条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第28号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第29号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第30号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第31号 遊佐町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第32号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第33号 遊佐町企業奨励条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第38号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第14 議第34号 町道路線の認定について

日程第15 議第35号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定について

日程第16 議第36号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

※人事案件の審議及び採決

日程第17 議第37号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第 6 号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 13名

出席議員 12名

1 番	筒 井 義 昭 君	2 番	高 橋 久 一 君
3 番	高 橋 透 君	4 番	土 門 勝 子 君
5 番	赤 塚 英 一 君	6 番	阿 部 満 吉 君
7 番	佐 藤 智 則 君	9 番	土 門 治 明 君
10 番	斎 藤 弥 志 夫 君	11 番	堀 満 弥 君
13 番	伊 藤 マ ツ 子 君	14 番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 1名

12 番 那 須 良 太 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	菅 原 聡 君	企 画 課 長	池 田 与 四 也 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	本 間 康 弘 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	富 樫 博 樹 君	教 育 委 員 長 会	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員 会	東 海 林 和 夫 君
農 業 委 員 会 会 長	高 橋 正 樹 君	教 育 課 長 会	
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君	選 挙 管 理 委 員 長	佐 藤 正 喜 君

☆

出席した事務局職員

局長 小林 栄一 次長 佐藤 光弥 書記 佐藤 利信

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時34分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、12番、那須良太議員が入院のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

条例案件の審議に入ります。

日程第2、議第24号 遊佐町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） それでは、遊佐町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の改定について質問させていただきます。

これは、一番最後の10条のほう、附則ですか、附則にいわゆる遊佐町総合運動公園を利用した際の利用料の表がついておりますけれども、それに関して、つまり町長が判断して利用料を免除をする際としない際についてお聞きします。第4条の第4項の競技会、競技会によって、「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、運動公園の全部又は一部を独占して利用すること」、その際は利用料が1平米当たり22円発生するわけですが、この競技会の競技会自体の線引きというのはどのような形でなされるのか。つまり利用料が発生しない競技会と利用料が発生する競技会というのが生じてくるかと思えます。この競技会の規模だったり内容だったりによって、利用料、使用料が発生する場合、発生しない場合というのが生じてくると思うのですけれども、基本的にどこら辺を線引きしてこの競技会を分けていくのか、それをお尋ねしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

提案時の説明のときも申し上げましたけれども、この条例案の条文の構成については他の類似施設あるいは遊佐町都市公園条例、これらを参考にしているわけでございます。したがって、今議員おっしゃ

いました使用料の別表に係る利用の単位あるいは使用料、これについても遊佐町都市公園条例を引用しているところがございます。それとは別に設定をするということになりますと、同じ公園の位置づけで何をもって別料金になっていくのだという、こういう背景なり根拠も非常に設定していくのが難しいということもございまして、ここのところはそのまま引用をさせていただいているところがございます。この別表によれば、単純に競技会をしようというようなことで1万平米の占有をしたということになれば、1平米22円ですので、ストレートにいけば22万円という額になってきます。それを払ってまでやれるのかというような具体的な話にはなってくるわけですが、その際にいわゆる第6条の第1項で町長が特に必要と認める場合、全部または一部を免除することができる規定を置いているわけがございます。

お尋ねの件でございますが、2月にいわゆる利用検討での懇談会を開催しまして、その辺のところも一定協議はいただいたところではございます。しかしながら、当該施設、芝生の部分が実質利用できる状態、いわゆる公園全体としてグランドオープンになるような日取りといえいつになるのだと、これどんなに早く見積もっても秋あるいは晩秋、こんなところではございますし、やはり養生によっては来年度の春というふうなことも想定されるわけでございます。そんなスケジュールを考えていったときに、今ある意味拙速的にコンクリートでこうだというふうに固めるのではなくて、夏ぐらまでのやや半年間の期間はまだ猶予期間的にあるわけですので、この期間を利用しながらいろんな具体的なケースなんかを想定をして、そういった免除の取り扱いについては考えていきたいというふうに思っております。ただ、そうした場合の原則的な考え方ということでいけば、競技会、展示会というこの1項の第4号に関してもいわゆる生涯学習センターやら、そういった教育課管轄のいろんな施設があるわけですが、一般的に公的機関あるいは社会教育団体等が利用する場合は免除というようなことになっているわけです。そういう意味では、その基準点といいますか、線引きはまず同等の考え方になるのだろうというふうに思っています。したがって、競技会やらをやったときに、全額徴収するのか、半額になるのかはともかくとしても、有料の扱いというふうな場合は、純粋に民間の例えばスポンサー等が占有をして、純粋に民間が何らかの大会を開催すると、こういうふうな場合であれば、一定これは有料というような判断で積算をしていく必要があるのではないかと、このところは一つの第1段階目の前提になるのではないかと、こんなふうに思っているところがございます。

議長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） この線引きというのは大変難しいことなのだと思います。例えばまちづくりセンターなどを利用するときの使用料というのは、よほどまちづくりセンター内で商売活動をやらない限りほとんどが免除になっているわけです。そうすると、その規定というのはまちづくりセンターで判断するような形になるわけですが、しっかりとした線引きというのが、規定みたいなものがやはり、この総合運動公園の建設計画が始まって大分期間あったわけですから、その期間内にしっかりとした規定というのを設定した上で、競技会の中でもこういうものは該当しないのだよとか、ここまでは町長の許可において使用料の全額もしくは何%かが減額されるのだよ、免除されるのだよというふうな規定が示されない状況でこの条例というのが提示されることはありなのかなと思うわけですが、町長の判断も大きくかわってくるのだと思いますので、町長からご答弁願いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 筒井議員大変心配していますけれども、都市公園と同じ扱いをしていますということ、課長が申し述べていました。都市公園は、遊ぼつとの都市公園と同じ想定をしているということですので、何ら難しいことはないのです。今までは遊佐町に都市公園がなかったわけではなくて、いつも自由に遊ぼつとは使って大会も行ってきましたけれども、料金は今までいただいたことはないです。基本的に無料だとは言っていますけれども、ただ営利等を目的とした団体等が使用届けをして占用する場
合については使用料が発生する。都市公園というのは、今まであった遊佐町の都市公園って同じだって今課長言っているわけですから、具体的に申せばふらつとの上の遊ぼつとと同じ想定をしているということ
でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1 番（筒井義昭君） 今の町長の答弁で納得はいきましたけれども、明確な規定、いわゆる競技会の線
引き規定みたいなのをやはりこの条例に、料金体系をこのように明確にうたっている以上、混乱を避ける
ためにも、混乱は生じないのだということは町長も答弁なさっていますけれども、やはり混乱を生じない
施策としてきちっと規定条項が設けられるべきだったと考えております。

以上で終わります。

議 長（高橋冠治君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の設定についての件を採決いた
します。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第25号 遊佐町子育て支援センター事業一時預かり使用料徴収条例の設定について
の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町子育て支援センター事業一時預かり使用料徴収条例の設定についての件を

採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第26号 遊佐町吹浦簡易水道給水区域拡張事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 遊佐町吹浦簡易水道給水区域拡張事業分担金徴収条例を廃止する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第27号 遊佐町交通安全条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町交通安全条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第28号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第29号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第30号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第31号 遊佐町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 遊佐町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第32号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第33号 遊佐町企業奨励条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 遊佐町企業奨励条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第38号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第38号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成26年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算7件について、予算審査特別委員会土門勝子委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会土門勝子委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長(土門勝子君)

平成26年3月14日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 冠 治 殿

予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 土 門 勝 子

審 査 結 果 報 告 書

平成26年3月7日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

- 議第16号 平成26年度遊佐町一般会計予算
- 議第17号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 議第18号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計予算
- 議第19号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
- 議第20号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
- 議第21号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 議第22号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第23号 平成26年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

平成26年度遊佐町一般会計予算ほか7件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり可決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋冠治君） 起立多数です。

よって、議第16号 平成26年度遊佐町一般会計予算、議第17号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第18号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計予算、議第19号 平成26年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第20号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第21号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第22号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第23号 平成26年度遊佐町水道事業会計予算、以上8案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第14、議第34号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第34号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第35号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第36号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第36号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第17、議第37号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長(小林栄一君) 上程議案を朗読。

議長(高橋冠治君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第37号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員佐藤俊之氏が平成26年3月31日で任期を満了になるため、引き続き遊佐町固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものであります。

よろしく審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

以上であります。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後4時09分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時14分）

議長（高橋冠治君） さきに提案しておりました議第37号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第495回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成26年3月14日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 佐 藤 智 則

遊佐町議会議員 土 門 治 明